

[21] ジンバブエ

1. ジンバブエの概要と開発課題

1980年の独立以来、ムガベ大統領（80－87年までは首相）が実権を掌握し、また、議会では、ジンバブエ・アフリカ国民同盟・愛国戦線（ZANU-PF：Zimbabwe African National Union-Patriotic Front）が、事実上の単独政党として議席を支配してきた。1999年以降は、複数政党制下での議会選挙及び大統領選挙が実施されてきたが、いずれの選挙についても、欧米諸国より選挙プロセスが「自由で公正でなかった」と批判されてきた。

2005年5月、ムガベ政権は「秩序回復作戦」の名の下、野党支持者を狙った貧困層居住区の一掃を行い、2万人以上が逮捕され、70万人以上（国連報告）が住居を失う等の事態に至った。また、立法権の濫用等の強権的手法により、野党勢力や、反政府勢力、独立系マスコミ等を弾圧し、さらに NGO の活動に圧力をかけるなど独裁色を強めていった。

2008年3月に実施された大統領・議会上下院選挙等の結果、下院において与党が過半数を割り込む結果となった上、大統領選挙では野党民主変革運動チャンギライ派（MDC-T：Movement for Democratic Change-Tsuangirai）のチャンギライ党首が得票数で第1位（ただし、過半数に届かず）となり、大統領決選投票が行われることになったが、これに向けて、再び政権側による野党側及びその支持者に対する政治暴力が激化した。同年6月の決選投票は、チャンギライ候補がさらなる政治暴力の過激化を恐れ、選挙直前に決選投票の辞退を表明したが、投票自体は予定どおり行われ、現職のムガベ大統領の勝利という結果になった。

しかし、大統領選挙を強行したことに対する国内外の批判は強まり、国内の混乱も深まった。こうした状況に対してムベキ前南アフリカ共和国大統領を中心に SADC が仲介に乗り出し、同年9月には主要3政党から成る包括的政府の枠組みを示した政治合意（GPA：Global Political Agreement）が成立した。2009年2月には、GPAに基づき、チャンギライ首相、ムタンバラ副首相の指名及び組閣が行われて包括的政府が発足し、複数外貨制（米ドル及び南アフリカ・ランド）も導入されたことで政治・経済情勢は一定の落ち着きを見せ、悪化していた治安にも改善が見られるようになった。しかしながら、閣僚級人事や新憲法制定プロセス等、GPAの需要事項を巡る与野党間の対立は、依然として解消されていない。

土地問題に関しては、2000年7月より、黒人農民に土地を再分配することを目的とした政府による土地改革「ファースト・トラック」が開始された。その後の2年間で1,100万ヘクタールの白人大農場（約5,000農場）が強制収容され、大多数の白人農場主は、十分な補償もないまま土地を追われた。また、2005年には憲法改正により土地が国有化され、土地所有を巡る訴訟がすべて無効化された。その後、政府は土地改革の完了及び食糧増産の段階に入ったとの態度を示したものの、現在に至るまで退役軍人らによる農場の不法占拠、暴力的行為は完全には収まっていない。さらに2009年の包括的政府樹立後は、政府及び農場主間における99年リース契約による経営の安定化対策を行っているが、収用された農場の補償問題など未解決問題が依然として山積している。こうした一連の土地改革にかかる混乱によって、商業的な農業生産技術が失われるだけでなく、農業政策全体が麻痺した結果、ジンバブエの食糧供給に深刻な影響を与えることとなった。

国際社会からは、強制的土地収用、選挙の不正等について度重なる批判を受け、EU、米国等からの選択的制裁（要人の渡航禁止及び資産凍結、武器等の禁輸、軍事交流の停止等）を課されており、2003年12月には英連邦を脱退するなど孤立を深めてきた。

現在、ほとんどの主要ドナー国がジンバブエ政府に対するODAを停止し、国際機関やNGOを通じた人道支援に重点を移しており、世界銀行、IMFも融資を停止している。我が国も、2000年の議会選挙に関する我が国選挙監視団の報告を受け、人道支援を除く新規の一般無償資金協力を停止する等、一部のODAを控えている。

しかし、2009年2月の包括的政府の樹立を踏まえ、主要ドナー国は、当面は人道支援及び人道支援に関連した分野を中心に支援を実施するとして上で、人権の尊重、法の支配、農場奪取の停止、中央銀行の改革などの状況を踏まえ援助の再開について検討するという立場をとっている。IMF及び世界銀行については、包括的政府樹立後、数次にわたり調査団を派遣するとともに、統計情報の収集、対外債務状況の確認及び国際収支の動向の分析などを含む財政運営等に関する技術的支援を再開した。また、ジンバブエ政府に対する直接の開発協力を停止しつつも、ジンバブエ国民のBHNを満たすために必要なインフラの修復を行うため、主要ドナー国はAfDBの管理下に新たな基金(Multi-Donor Trust Fund、Zim-Fund)の設置を進めている。

旧政府は欧米諸国との関係が冷え込む中、「ルック・イースト」政策と称し、中国、インド等アジア諸国との

ジンバブエ

関係強化を進めていたが、包括的政府においては、チャングライ首相を中心に欧米諸国との関係改善の努力がなされている。その一方で、ZANU-PF を中心に中国等との経済関係の維持を目指す動きもある。

かつては社会インフラが比較的整備され、「アフリカの穀物庫」と呼ばれるほどの農業国であり、また、金・プラチナ・クロム等豊富な鉱物資源に恵まれ、農業、製造業及び鉱業がバランスよく発達していた。

しかし 2000 年以降、土地改革に伴う混乱及び脆弱なガバナンス等により極度の経済的混乱に陥った。外貨収入源であった換金作物及び鉱物の生産量が落ち込んだ結果、外貨が払底し、燃料、電気、機械・部品、生産設備財の輸入が困難となり、農業、製造業、鉱工業に深刻な影響を与えた。また、種・肥料不足や農地のインフラ整備不良、土地利用率の低下等により農業生産が大きく低下し、2008 年には干ばつの影響もあり食糧不足によって 700 万人が国外からの食糧援助を必要とした。

2009 年に複数外貨制を導入し、中央銀行の準財政活動の抑止、現金予算編成に取り組んだ結果、物流が改善され、物価も安定した。

財政状況としては人件費の政府予算に占める割合が 7 割を超えており、投資的経費に対する支出が極めて限定的となっている。また、二国間投資協定を遵守せず、2010 年 3 月に企業の株式 51%以上を現地人に所有させるよう求める現地化・エンパワーメント法を施行した結果、民間レベルでの投資は引き続き停滞しており、経済の自立回復に時間を要している。

表－1 主要経済指標等

指 標		2008年	1990年
人 口	(百万人)	12.5	10.5
出生時の平均余命	(年)	44	61
G N I	総 額 (百万ドル)	－	8,494.48
	一人あたり (ドル)	－	860
経済成長率	(%)	－	7.0
経常収支	(百万ドル)	－	-139.84
失 業 率	(%)	－	－
対外債務残高	(百万ドル)	－	3,278.80
貿 易 額 ^(注1)	輸 出 (百万ドル)	－	2,012.07
	輸 入 (百万ドル)	－	2,000.75
	貿 易 収 支 (百万ドル)	－	11.33
政府予算規模 (歳入)	(百万ジンバブエ・ドル)	－	5,183.2
財政収支	(百万ジンバブエ・ドル)	－	-565.2
債務返済比率 (DSR)	(対GNI比, %)	－	5.5
財政収支	(対GDP比, %)	－	-2.6
債務	(対GNI比, %)	177.5	－
債務残高	(対輸出比, %)	329.9	－
教育への公的支出割合	(対GDP比, %)	－	－
保健医療への公的支出割合	(対GDP比, %)	－	－
軍事支出割合	(対GDP比, %)	－	4.7
援助受取総額	(支出純額百万ドル)	611.02	334.26
面 積	(1000km ²) ^(注2)	391	
分 類	D A C	後発開発途上国 (LDC)	
	世界銀行等	i /低所得国	
貧困削減戦略文書 (PRSP) 策定状況		－	
その他の重要な開発計画等		－	

注) 1. 貿易額は、輸出入いずれもFOB価格。

2. 面積については“Surface Area”の値（湖沼等を含む）を示している。

表－2 我が国との関係

指 標		2009年	1990年
貿易額	対日輸出 (百万円)	4,205.38	21,345.76
	対日輸入 (百万円)	1,355.05	9,949.91
	対日収支 (百万円)	2,850.33	11,395.85
我が国による直接投資 (百万ドル)		－	－
進出日本企業数		3	－
ジンバブエに在留する日本人数 (人)		57	89
日本に在留するジンバブエ人数 (人)		96	17

ジンバブエ

表－3 主要開発指数

開 発 指 標		最新年	1990年
極度の貧困の削減と飢饉の撲滅	所得が1日1ドル未満の人口割合 (%)	56.1 (1990-2005年)	
	下位20%の人口の所得又は消費割合 (%)	—	
	5歳未満児栄養失調割合 (%)	—	
初等教育の完全普及の達成	成人 (15歳以上) 識字率 (%)	91.4 (2005-2008年)	83.5
	初等教育就学率 (%)	89.9 (2001-2010年)	—
ジェンダーの平等の推進と女性の地位の向上	女子生徒の男子生徒に対する比率 (初等教育)	—	99
	女性識字率の男性に対する比率 (15～24歳) (%)	97.9 (2005年)	
乳幼児死亡率の削減	乳児死亡率 (出生1000件あたり)	62 (2008年)	86 (1970年)
	5歳未満児死亡率 (出生1000件あたり)	96 (2008年)	79
妊産婦の健康改善	妊産婦死亡率 (出生10万件あたり)	880 (2003-2008年)	—
HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延防止	成人 (15～49歳) のエイズ感染率 (%)	15.3 (2007年)	
	結核患者数 (10万人あたり)	760 (2008年)	330
	マラリア患者数 (10万人あたり)	5,410 (2000年)	
環境の持続可能性の確保	改善された水源を継続して利用できる人口 (%)	82 (2008年)	78
	改善された衛生設備を継続して利用できる人口 (%)	44 (2008年)	43
開発のためのグローバルパートナーシップの推進	債務元利支払金総額割合 (財・サービスの輸出と海外純所得に占める%)	7.3 (2008年)	5.4
人間開発指数 (HDI)		0.140 (2010年)	0.284

2. ジンバブエに対する我が国ODA概況

(1) ODA の概略

我が国のジンバブエに対する本格的な援助は 1980 年度に実施した地方道路復興計画及び食糧増産援助に始まる。その後、2000 年の議会選挙に関する我が国選挙監視団の報告を受け、人道支援を除く新規の一般無償資金協力等、一部の ODA を控えてきた。

(2) 意義

ジンバブエが、南アフリカ、ボツワナ、ザンビア等に囲まれ、南部アフリカの交通及び送電等の要所となっていることや、豊富な鉱物資源を有する国であることなどから、我が国は、ジンバブエを南部アフリカ地域における援助重点国の一つとして位置づけ、2000 年以前は積極的な援助を実施してきた。

今後のジンバブエに対する経済協力については、人権の尊重、法の支配、合理的な経済運営等の観点から与野党協働政府の動向を注視し、これらの諸点について対応の進展を見極めた上で、適切に支援を実施する必要がある。

(3) 基本方針

経済の崩壊による医療機関、上下水道等のインフラの壊滅的な状況や深刻な食料不足、学校教育の荒廃が続く中、ジンバブエは災害や伝染病等に対して極めて脆弱な社会となっており、「人間の安全保障」の観点から、一般住民に広く裨益する人道支援（感染症対策や食糧援助の分野等）及び人道支援に関連した分野（コレラの蔓延対策のための水・衛生施設の確保等）を中心として援助資源の配分を検討していく。

(4) 重点分野

ジンバブエにおける人権の尊重、法の支配の状況の改善、経済的混乱の收拾が促進されることを注視しつつ、NGO などを通じた草の根レベルの支援、UNICEF や WFP などの国連機関を通じた人道援助等に重点を置いた支援を実施する。また、人道目的に資する二国間無償資金協力及び技術協力を再開することとし、(イ)緊急人道援助、(ロ)保健医療、(ハ)農業振興、(ニ)所得向上に結びつく産業振興のための条件整備、(ホ)水を含む環境保全といった重点分野に沿って、JICA による調査の実施を含め、早期に実施できる具体的協力案件を検討していく。

(5) 2009 年度実施分の特徴

無償資金協力については、国際機関経由で保健・医療分野に供与したほか、アフリカ危機対応経費として、

食糧支援、教育、保健・医療分野、さらには難民対策等にも国際機関を通じた支援を行った。技術協力については、人道支援に関連した分野の研修員受入を行った。

(6) その他留意点・備考点

(イ) 包括的政府樹立後の援助需要

ジンバブエは、他のアフリカ諸国に比して、依然としてインフラの整備水準が高く、教育水準が高く優秀な人材が多いと言われているが、経済的混乱により基本的な社会インフラの疲弊、人材の流出が進んでいる。包括的政府は政府予算の支出の大部分を人件費に当て、人材の引き留め等政府機能の正常化に努めている一方、投資的経費が賄えず、経済復興に向けたインフラや社会・経済システムのリハビリテーションに対して大規模な援助需要が生じている。今後も、二国間の一般無償資金協力等の援助再開の可能性を検討するために、国際機関及び主要ドナーとともに、ジンバブエの政治、社会、経済動向を注視する必要がある。

(ロ) ODA タスクフォース

ジンバブエでは現地 ODA タスクフォースが設置されており、限られた援助資源の中で効率的、効果的な ODA の実施に努めている。

3. 当該国における援助協調の現状と我が国の関与

国際機関・ドナーは、政府の土地問題への対応、2002 年大統領選挙及び 2005 年議会選挙において政府による人権の尊重及び民主化の遵守が不十分であるとして、人道支援を除く援助を事実上停止した。

包括的政府樹立後は、主要ドナー国は人道支援に加え人道支援に密接に関連した分野の支援を表明しており、包括的政府と UNDP や IMF、世界銀行等の国際機関及びドナー間の対話が進められている。また、主要ドナーは現地において毎週連絡会議を持ちドナー・グループとしての一体的行動に努めているほか、おおむね半年に一度、各ドナーの本部・本省の実務責任者が出席する会議が開催され、対ジンバブエ対処基本方針を打ち出している。さらに、PRSP については包括的政府が世界銀行・IMF とともに作成に向けた検討を行っている。

表－4 我が国の年度別・援助形態別実績

(単位：億円)

年 度	円 借 款	無償資金協力	技 術 協 力
2005年	—	4.56	3.68 (3.52)
2006年	—	3.93	4.82 (4.65)
2007年	—	7.26	3.61 (3.53)
2008年	—	11.65 (7.35)	1.81 (1.60)
2009年	—	15.28 (13.70)	1.10
累 計	380.65	533.04 (21.05)	162.13

- 注) 1. 年度の区分は、円借款及び無償資金協力は原則として交換公文ベース、技術協力は予算年度による。
2. 「金額」は、円借款及び無償資金協力は交換公文ベース、技術協力はJICA経費実績及び各府省庁・各都道府県等の技術協力経費実績ベースによる。ただし、無償資金協力のうち、国際機関を通じた贈与（2008年度実績より、括弧内に全体の内数として記載）については、原則として交換公文ベースで集計し、交換公文のない案件に関しては案件承認日又は送金日を基準として集計している。草の根・人間の安全保障無償資金協力と日本NGO連携無償資金協力、草の根文化無償資金協力に関しては贈与契約に基づく。
3. 円借款の累計は債務繰延・債務免除を除く。
4. 2005～2008年度の技術協力においては、日本全体の技術協力事業の実績であり、2005～2008年度の（ ）内はJICAが実施している技術協力事業の実績。なお、2009年度の日本全体の実績については集計中であるため、JICA実績のみを示し、累計についてはJICAが実施している技術協力事業の実績の累計となっている。

ジンバブエ

表－5 我が国の対ジンバブエ経済協力実績

(支出純額ベース、単位：百万ドル)

暦 年	政府貸付等	無償資金協力	技 術 協 力	合 計
2005年	－	0.15	3.94	4.09
2006年	－	2.64 (2.55)	3.90	6.54
2007年	－	7.49 (7.24)	4.22	11.71
2008年	－	7.69 (7.69)	2.27	9.97
2009年	－	11.24 (10.68)	1.14	12.38
累 計	143.79	413.22 (28.16)	145.84	702.85

出典) OECD/DAC

- 注) 1. 従来、国際機関を通じた贈与は「国際機関向け拠出・出資等」として本データブックの集計対象外としてきたが、2006年より拠出時に供与先の国が明確であるものについては各被援助国への援助として「無償資金協力」へ計上する事に改めた。()内はその実績(内数)。
2. 政府貸付等及び無償資金協力はこれまでに交換公文で決定した約束額のうち当該暦年中に実際に供与された金額(政府貸付等については、ジンバブエ側の返済金額を差し引いた金額)。
3. 技術協力は、JICAによるもののほか、関係省庁及び地方自治体による技術協力を含む。
4. 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
5. 政府貸付等の累計は、為替レートの変動によりマイナスになることがある。

表－6 諸外国の対ジンバブエ経済協力実績

(支出純額ベース、単位：百万ドル)

暦年	1位	2位	3位	4位	5位	うち日本	合 計
2004年	英国 49.66	米国 30.44	ドイツ 15.69	スウェーデン 12.88	オランダ 12.44	3.56	166.42
2005年	英国 45.48	米国 41.65	スウェーデン 15.09	オランダ 13.60	ノルウェー 13.56	4.09	186.81
2006年	英国 69.87	米国 36.39	スウェーデン 17.81	ノルウェー 11.21	アイルランド 10.71	6.54	199.81
2007年	米国 139.09	英国 94.10	スウェーデン 19.71	ドイツ 19.45	フランス 15.45	11.71	371.44
2008年	米国 222.90	英国 89.24	オランダ 29.75	スウェーデン 25.74	ドイツ 24.85	9.97	530.22

出典) OECD/DAC

表－7 国際機関の対ジンバブエ経済協力実績

(支出純額ベース、単位：百万ドル)

暦年	1位	2位	3位	4位	5位	そ の 他	合 計
2004年	CEC 28.40	UNDP 3.03	UNICEF 2.48	UNTA 2.09	UNFPA 1.99	-17.64	20.35
2005年	WFP 125.42	CEC 40.33	GFATM 8.20	UNDP 3.14	UNTA 2.52	6.17	185.78
2006年	CEC 54.68	WFP 8.32	GFATM 4.22	UNDP 3.50	UNICEF 2.51	5.02	78.25
2007年	CEC 60.98	GFATM 26.03	UNICEF 4.65	UNDP 3.21	UNFPA 2.88	8.51	106.26
2008年	CEC 61.98	UNFPA 5.10	UNICEF 4.56	UNDP 2.66	UNHCR 0.67	3.65	78.62

出典) OECD/DAC

注) 順位は主要な国際機関についてのものを示している。

表－8 我が国の年度別・形態別実績詳細

(単位：億円)

年度	円 借 款	無 償 資 金 協 力	技 術 協 力
2004年度までの累計	380.65億円 (内訳は、2009年版の国別データブック、もしくはホームページ参照 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/jisseki.html))	490.36億円 (内訳は、2009年版の国別データブック、もしくはホームページ参照 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/jisseki.html))	147.73億円 研修員受入 812人 専門家派遣 66人 調査団派遣 751人 機材供与 929.60百万円 協力隊派遣 435人
2005年	な し	4.56億円 小児感染症予防計画 (UNICEF経由) (2.97) 食糧援助 (WFP経由) (1.50) 草の根・人間の安全保障無償 (1件) (0.09)	3.68億円 (3.52億円) 研修員受入 71人 (60人) 専門家派遣 3人 (3人) 留学生受入 11人 (協力隊派遣) (19人)

年度	円 借 款	無 償 資 金 協 力	技 術 協 力
2006年	な し	3.93億円 小児感染症予防計画（UNICEF経由）（2.23） 食糧援助（WFP経由）（1.50） 草の根・人間の安全保障無償（2件）（0.20）	4.82億円（4.65億円） 研修員受入 101人（83人） 専門家派遣 5人（5人） 調査団派遣 2人（2人） 機材供与 21.08百万円（21.08百万円） 留学生受入 14人 （協力隊派遣）（21人）
2007年	な し	7.26億円 小児感染症予防計画（UNICEF経由）（2.27） 草の根・人間の安全保障無償（2件）（0.19） 食糧援助（WFP経由）（4.80）	3.61億円（3.53億円） 研修員受入 69人（68人） 専門家派遣 5人（5人） 調査団派遣 4人（4人） 機材供与 9.66百万円（9.66百万円） 留学生受入 17人 （協力隊派遣）（6人）
2008年	な し	11.65億円 ジンバブエ共和国におけるコレラ流行対策に対する緊急無償資金協力（1.70） ジンバブエ共和国における小児感染症予防計画（UNICEF経由）（2.21） 草の根文化無償（1件）（0.10） 草の根・人間の安全保障無償（3件）（0.29） 国際機関を通じた贈与（3件）（7.35）	1.81億円（1.60億円） 研修員受入 57人（54人） 留学生受入 18人
2009年	な し	15.28億円 小児感染症予防計画（UNICEF経由）（1.25） 日本NGO連携無償（1件）（0.03） 草の根・人間の安全保障無償（4件）（0.30） 国際機関を通じた贈与（5件）（13.70）	1.10億円 研修員受入 79人
2009年度までの累計	380.65億円	527.89億円	162.13億円 研修員受入 1,156人 専門家派遣 79人 調査団派遣 757人 機材供与 960.34百万円 協力隊派遣 481人

- 注）1. 年度の区分は、円借款及び無償資金協力は原則として交換公文ベース、技術協力は予算年度による。
2. 「金額」は、円借款及び無償資金協力は交換公文ベース、技術協力はJICA経費実績及び各府省庁・各都道府県等の技術協力経費実績ベースによる。ただし、無償資金協力のうち、国際機関を通じた贈与（2008年度実績より記載）については、原則として交換公文ベースで集計し、交換公文のない案件に関しては案件承認日又は送金日を基準として集計している。草の根・人間の安全保障無償資金協力和日本NGO連携無償資金協力、草の根文化無償資金協力に関しては贈与契約に基づく。
3. 円借款の累計は債務繰延・債務免除を除く。
4. 2005～2008年度の技術協力においては、日本全体の技術協力の実績であり、2005～2008年度の（ ）内はJICAが実施している技術協力事業の実績。なお、2008年度の日本全体の実績については集計中であるため、JICA実績のみを示し、累計についてはJICAが実施している技術協力事業の実績の累計となっている。
5. 調査団派遣にはプロジェクトファインディング調査、評価調査、基礎調査研究、委託調査等の各種調査・研究を含む。
6. 四捨五入の関係上、累計が一致しないことがある。

表－9 実施済及び実施中の技術協力プロジェクト案件（終了年度が2005年度以降のもの）

案 件 名	協 力 期 間
ハラレ市マブク/タファラ地区HIV/AIDS予防総合対策プロジェクト マシング州HIV/AIDS母子感染予防プロジェクト	03.12～06.12 05.11～08.11

表－10 2009年度草の根・人間の安全保障無償資金協力案件

案 件 名
北マタベレランド州ビンガ郡井戸改修計画 チマニマニ郡チャコワ地区における地域資源を生かした持続可能な小農業による食料自給計画 ミッドランド州青少年訓練センター建設計画 ミッドランド州ゴクウェ郡学校井戸改修計画

図－1 当該国のプロジェクト所在図は691頁に記載。